

目 次

第1号（7月14日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提出第86号議案	4
町長提出第87号議案	4
町長提出第88号議案	17
町長提出第89号議案	21
閉 会	45
署 名	46

津和野町告示第34号

平成23年第5回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成23年7月6日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成23年7月14日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宏文君	後山 幸次君
沖田 守君	滝元 三郎君

○応招しなかった議員

平成 23 年 第 5 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 23 年 7 月 14 日 (木曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 23 年 7 月 14 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提出第 86 号議案 除雪ドーザ取得について (追認)
日程第 4 町長提出第 87 号議案 水槽付消防ポンプ自動車取得について (追認)
日程第 5 町長提出第 88 号議案 津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結について
日程第 6 町長提出第 89 号議案 平成 2 3 年度津和野町一般会計補正予算 (第 2 号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提出第 86 号議案 除雪ドーザ取得について (追認)
日程第 4 町長提出第 87 号議案 水槽付消防ポンプ自動車取得について (追認)
日程第 5 町長提出第 88 号議案 津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結について
日程第 6 町長提出第 89 号議案 平成 2 3 年度津和野町一般会計補正予算 (第 2 号)
-

出席議員 (16 名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 京村まゆみ君 | 2 番 村上 英喜君 |
| 3 番 板垣 敬司君 | 4 番 竹内志津子君 |
| 5 番 道信 俊昭君 | 6 番 岡田 克也君 |
| 7 番 三浦 英治君 | 8 番 青木 克弥君 |
| 9 番 斎藤 和巳君 | 10 番 河田 隆資君 |
| 11 番 川田 剛君 | 12 番 小松 洋司君 |
| 13 番 米澤 宏文君 | 14 番 後山 幸次君 |
| 15 番 沖田 守君 | 16 番 滝元 三郎君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	長嶺 常盤君
教育長	……………	齋藤 誠君	参事	……………	右田 基司君
総務財政課長	……………	島田 賢司君	地域振興課長	……………	久保 睦夫君
健康保険課長	……………	水津 良則君	商工観光課長	……………	長嶺 清見君
建設課長	……………	伊藤 博文君	教育次長	……………	世良 清美君

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。先日、梅雨が明けたようでございまして、昨年よりは13日、平年に比べますと9日早い梅雨明けということで、連日暑い日が続いております。熱中症も多発をしておるようでございます。お互い気をつけたいというふうに思っております。

本日は、平成23年第5回津和野町議会臨時会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。本臨時会は、契約案件、補正予算などについて御審議をいただくわけでございますが、皆様方の慎重な御審議をよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第5回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番、青木克弥君、9番、齋藤和巳君を指名いたします。

日程第2． 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りとして決定をいたしました。

日程第 3．議案第 86 号

日程第 4．議案第 87 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 3、議案第 86 号除雪ドーザ取得について（追認）及び日程第 4、議案第 87 号水槽付消防ポンプ自動車取得について（追認）の 2 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日は臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、皆様におかれましてはおそろいで御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。まずは心からお礼を申し上げます。

早速でございますが、今臨時議会に提案をいたします案件は、契約案件 3 件、一般会計補正予算案件 1 件の合計 4 案件でございます。いずれも重要な議案案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第 86 号、議案第 87 号につきましては、予定価格が 700 万円以上の動産取得に当たりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条により、本来議会の議決を得なければ有効な契約となり得ないものでございます。

しかしながら、事務処理におきましてそのことに気づかず、議会の議決を得ないまま諸手続を進めてしまいました。まことに申しわけないことであり、深くおわびを申し上げます。

つきましては、契約締結日にさかのぼって契約を有効にさせるため、条例の規定により提案いたしまして、追認の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） おはようございます。

まず最初に、「追認」というこういう形になりましたこと、町長よりもありましたが、担当課といたしまして冒頭おわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 86 号 除雪ドーザ取得について（追認）
.....

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 87 号 水槽付消防ポンプ自動車取得について（追認）
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第 86 号除雪ドーザ取得について（追認）の質疑に入ります。質疑はありませんか。
1 番。

○議員（1 番 京村まゆみ君） この問題なのですけども、たまたま同僚議員が一般質問によってこういうことを指摘されました。それをたまたま調べたら出てきたというような形で、そうでなかったらそのままになっていたのではないかと思うのですけれども、こういう購入をするときにも、担当の職員がおられて、その上に課長がおられて、それからまた決裁が回って町長の方まで上がっていくという、その一連の流れのチェック体制がどのようになっているのかということ。それをお聞かせ願います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） チェック体制でございますが、備品購入の場合は、当初予算議決をいただいてから、担当課で納入の期限等を勘案いたしまして、まず町長に伺いを上げます。そのときに金額も入っているのですが、それで帰ってきてから入札の準備にかかります。入札執行して、本来ならば 700 万円以上であれば議会に議決を求める案件を上程すると。

ただ、その点が今回漏れていましたので、今回追認という形で上程させていただきました。

○議長（滝元 三郎君） 4 番。

○議員（4 番 竹内志津子君） 課によっては、そういうチェックがきちっとできている課もあったようなのですけども、担当課のほうでまずはチェックの体制というのはどういうふうになっているのでしょうか。

職員の教育の面で、やはりこういう条例関係についてはきちっと教育をしていて、担当の課のほうで漏れがないようにすべきだと思いますが、担当の中にもその担当者がおられ、そして、それが課長補佐、課長というふうに上がってくるのだらうと思うのですが、その辺の細かい流れというのを説明していただき、どこのあたりでチェックがされるのか。

そして、そういう条例関係できちつとしなければいけないような、そういう教育はどのようにされているのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） このたびの件につきましては、申し開きはできないというふうに感じているところでございますけども、実態につきましては先ほど総務課長より申し上げたとおりでございますので、今のチェック体制そのものが構築されていればこういうことが起こらないわけでございますので、結論的に言えば、そのチェック体制が非常に甘いといえますか、漏れていたという御指摘のとおりであると言っても過言ではないというふうに思っております。

ただ、一般的には5,000万円以上のいわゆる入札金額になるという、入札、議会の議決、いわゆる96条の関係というのは条例等に出てきておりますけども、ただ、要するに、その議決の中の部分でいいますと、上の部分といいますか、当初部分の条文はよく理解をし、各課も5,000万円以上という非常に気にしているというか、当たり前のことですが、それはあるのですけども。

その下段以降に書かれておりました御指摘の備品、その他財産の取得であるとかというところに目が行っていなかったということにつきまして、本当に御指摘のとおりでございます。

今後は、当然のことでございますけども、入札全般の関係につきまして、今いろんな形で問題と言ってはおかしいのですけども、各町村自治体によっても若干の違いがあったり、既に県あるいは他の町村でも電子入札を導入したりというようなこともございますので、津和野といたしましても、そういった状況をかながみながら、指名審査会でありますとか、庁議の中でも検討を加えていきたいというふうに思っているところでございます。

このたびのことにつきまして是一般質問により発覚したということでございますが、我々としては本当に恥ずかしい次第というに反省をしているところでございます。今後につきましては、こうした事態を各課に徹底をいたしまして、漏れのないように最善の努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 条例違反は条例違反だと思うのです。それで、後で追認されればそれでいいかというようなものでもないのではないかなというふうに思うのです。こんな700万円以上のものの購入については頭になったかというようなことを言われましたけど、そういうような言葉が出ること自体がおかしいのではないかなというふうに思います。

やはり、本当に町民の大事な税金を使つての、町民とは限りませんが、国からおりてくるそういうお金にしても、結局は税金で購入されるわけですから、そういうものをどうして700万円以上をこういうふうに議決しなければならないかと、そういうようなことを考えたときに、やはり、その購入する物件が適当であるかどうかとか、それから、業者の関係では、限られた業者ばかりとの契約が続いているとか、そういうようなことで、やっぱり議会としてもきちっとその辺をチェックしなければならないという必要があると思うのです。

そういうものをきちっとされないで、ずるずるに、ずるずるって気がつかれなかったのでしょうか、そういうこと自体がやはり何か気の緩みがあるのではないかなというふうに思うのですけど、このことに関する責任というのはどういうふうにとられるのでしょうか。

ただ「議会で後追認されればいいか」という、そういうことでは済まされないのではないかなと思うのです。今回は2件だけにおさまりましたけども、これがもしここで明らかにされ

なかったら今後まだ本当は出てきたのではないかなと思いますし、今まで購入されたものでも、小額のものをたくさんまとめて買われて700万円超えたというようなものがあるのではないかなというような気もするのですけども、そういう点もきちっともう1回チェックしていただきたいし、今まで言いました責任の問題とか、それから職員の教育の問題とか、そこらあたりどのように考えたらよいか御答弁いただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 議員の御指摘のとおりでございまして、くどくど申し開きをする気持ちはございませんけども、御指摘のとおり、職員の、先ほども重ねて申し上げるようでございますが、教育を徹底をしてこのようなことがないようにすると、そのようなことが私どもとして現在とれる責任のとり方ではないかというふうに感じているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番、どうぞ。

○議員（4番 竹内志津子君） 最後に聞きます。責任のとり方について、私、どうしても行政処分しなさいという意味ではないのですけども、職員の個人的ないろいろな言動等での処分がなされていたりというようなことはこれまでもありました。

今回のことは条例違反なのです。これは非常に大きい問題ではないかなというふうに思うのですが、その点の受けとめ方が非常に弱いのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 発覚する前に私どもが当然のことながら条例を熟知して、それを防ぐ当然の手续をとらなければならないというのが、公務員として御指摘のとおりでございますけども、結果がこういうことでございましたので、我々としては、今後の対応について最大の努力をするとしか今の段階で申し上げることはないと思います。

これまで御指摘のありました従来契約をいたしておる部分もございまして、その辺も含めて総ざらいをしながら、職員のこうした条例上の確認をしていきながら、条例違反に、当然ですがならないように事務を進めていくということを教育を徹底をしまいたいというふうに思っております。

今回につきましては、議員の御指摘で発覚したものでございまして、我々としても本当に申し開きのできないことだというふうには感じておりましたが、繰り返すようで恐縮ですが、入札あるいはこうした指名審査も含めて、きちんとした対応をしまいたいというふうに思っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、いろいろ説明がございましたが、抜けているところがあると思うのです。今チェック体制の問題でお話をされておりましたが、基本的なそのチェック体制かもしれませんが、最終的には町長の責任があると思うのです。そこら辺のところの考え方が少し甘いのではないかなというふうに思います。

この問題につきましては以前から、具体的には今の感染症外来の問題のところからずっとできている一連の問題と全く根は同じだと私は思っておりますが、そのことで、一つはそのことの検証がきちんとなされていない、今までもなされないというところに一番大きな問題があるというぐあいに思います。

したがって、今の稟議の回し方の問題が具体的に説明がございましたが、予算をとって伺いが出て、予算が通ったら入札を執行し、契約をするというところでございますが、その後の手続の説明がございません。そこで、どこで今のこのミスがあったのかという説明がありません。どこで今のこの問題が抜けていたのか。

つまり、具体的に伺い文が出てきて、入札を執行し、その後契約をするわけですが、そのときにもう一回、多分基本的にはそこで契約してよろしいでしょうかという伺い文が上がるといのが手続きなのではないかというぐあいに思いますが、その辺があったのかどうなのかも説明がありませんし、そこで決裁が行われたかどうかというのも説明がありません。

したがって、そういうところの検証がなされていないのに、その後をしっかりとやるというのはいささか問題があるというぐあいに思いますが、その辺の説明をもう一度お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 契約締結後の伺いは確かに回ります。そのときには金額も入っていますので、実際ならその時点で、備品購入であれば700万円以上、この金額であれば議会に上程するのが普通でございますが、そこを見落としておったということでございますので、今後はこの点をなくすために、稟議の欄に「議会の要否」、先月の定例議会でもお答えしましたけど、議会に上程する要否を今からつけ加えていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） こういうことは、もう少し具体的にきちんと説明しないといろいろなことで誤解を招くわけです。今申しましたように、最終的には町長に責任があると私は思っていますが、今は「見落とした」ということございました。だれが見落としたのですか。課長が見落とした、最終的には町長が決裁するのではないですか。その辺のこのいわゆる事の重きといったものを念頭に置いてお話をされないといけないのではないかなというぐあいに思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 稟議を上げた場合は町長も理解していると思うのですが、最終的には課長が議会に上程するかしないか、その判断を行いますので、課長のところが一番問題があるのではないかと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。5番。

○議員（５番 道信 俊昭君） 参考程度にお聞きしたいのですが、これ否決されたらどうなるのかということ、このあたりが「たら」というのがあるかないかわからないのですが、こういう場合、否決されたらどうなるのかなと思って、ちょっとお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 否決された場合でございますけど、契約の相手方には何ら問題はありません。町側が悪いのであって、まずは、車なら車をお返しするか、あるいは損害賠償が発生してくると思います。また、財源的にも、ドーザにしても消防自動車にしても過疎債を使っていますので、その繰り上げ償還が発生してくるものと思われます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。１２番。

○議員（１２番 小松 洋司君） この２件ともいわば物品の売買契約書でございますけども、ごらんとおり契約書が様式が違いますが、こういった物品購入等にかかわる契約書、統一的な契約書等は準備しておられますか。それとも、おられませんか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 契約書の内容ですけど、この時点ではまだ契約書が統一されておりません。現在も多分されていないのではないかと思いますので、今後これを統一化していきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。１４番。

○議員（１４番 後山 幸次君） 今回のこの契約のことでございますが、大体今になって追認してくれというのは大変本当、行政のほうでも職務怠慢、これを言わざるを得ません。大体地方自治法をどのように考えておられるのか。

津和野の例規集にもあるように、第３章契約財産の中にも、津和野町で議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例というふうにならなければならないわけですから、そういった中で第１条の中に、今度の契約は第３条に該当するわけでございますが、地方自治法、もっと条例等も職員全体でよく理解をされて、そして全体に周知徹底をされることを強く望むわけでございますが、今後絶対このような不祥事のないようにひとつ町長の御意見を聞きたいと思います。

二度と、今、先ほど同僚議員も言いましたが、感染症の建物の問題でもいろいろの、まだ裁判中ではありますが、こういったことにならないように、また、こういった大事な契約が追認で承認されるというふうな事のないように、職員一同身を正して、全体に、課長だけの責任ではないです。担当課も皆そうです。周知徹底されることをここでお約束していただきたい。町長のお気持ちを伺いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、改めまして、今回こうして契約案件が追認という形になりましたことを、私からもおわびを申し上げたいと思っていますとここでございます。

今後のことをございますけれども、基本的にそのチェック体制ということと、そしてもう一つは、一人一人のやはり職員が、条例、あるいはそうした地方自治法のルール、これを熟知をするということがやはり大切なことであろうというふうに思っております。

一つの起案文書、そうしたものも最終的には私に回ってくるわけでありましてけれども、そこに行くまでに、その担当課の課長は当然であります、担当者や課のその者、職員、そうした者が印鑑をそれぞれがチェックをして上がってまいります。

そして、担当課長から今度、副町長、そして私ということをございまして、最終的には当然私に責任があるわけでありまして、私のところで気づかなかった、その辺にも大きな責任はあろうかと思っておりますが、それだけチェック体制としては、いろんな目で起案文書を見ていきながら、こういう結果にまたなってきたというその事実をしっかりと認識をいたしまして、そして、今後のそうした、二度と起こさないような改善に努めていかなきゃならないと思っております。

また、そんな中、昨年も、今年度新しく職員を多く、6名でございましたが採用をしておりますし、また、来年も同等ぐらいの採用計画を立てているということで、新しい職員も入ってくると、そういう状況でもありますので、そうしたものも含め、また、町職員全体が一読をした地方自治法、そして条例をしっかりと勉強し、認識をするということをしていながら。

そして、チェック体制も、先ほど申し上げたように議会の要否を加えるほか、さまざまにまた研究をしていながら、今後こうしたことが二度と発生しないように努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞこのたびの追認につきましては、議員の皆様にはまことに申しわけございませんが、御理解をいただきまして、お認めいただきますように改めてお願いを申し上げます次第でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第86号除雪ドーザ取得について（追認）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第87号水槽付消防ポンプ自動車取得について（追認）の質疑に入ります。質疑はありませんか。11番。

○議員（11番 川田 剛君） この消防ポンプ自動車取得について、これ以前の消防ポンプはどうなったのか。廃車にしたのか、それとも引き取っていただいたのか、そのあたりをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 前車につきましては、現在、日本消防協会によりまして東北地方に配車したいということがありまして、今、消防協会の方で検討をされている最中で、現在のところ旧津和野分遣所跡地にあります。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありませんか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほどの件と関連するわけなのですが、同僚議員が、「もしこれを議会で否決した場合どうなるのか」と言うたら、ペナルティーを設けてという。仮にもしこの2,293万円という機械を議会が議決できませんでしたという場合には、大体どのぐらいのペナルティーが来るのですか。

もちろんそれに対して相当なものが来ると思うのですが、もし否決した場合に、これぐらいの町としての相手方に損害を払わなければいけないというのを、仮に否決した場合を想定しての金額を教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 大変申しわけありませんが、相手方の損害賠償金額までは現在のところ積算しておりません。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 積算しておらんというても、大体相場的にはこれぐらいだろうというのがあるのではないですか。いろいろな格好で工事契約をしても、やはり1割の損害賠償を払うとかというのがあるわけですが、工事契約においては。そんなのから勘案して、担当課長として、こういうような形のものを出した以上には、それぐらいの数字は把握してくるだろうと私は思うのですが、想定としてどれぐらいのものになるのか。いろんな他の事案等をかんがみながら、もう一度お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 先ほど申しましたように、現在そこまで積算はしておりませんのでわかりませんが、私見ではありますが、最低でもこの契約金額は賠償をしなければいけないのではないかと思います。

○議長（滝元 三郎君） 15番。

○議員（15番 沖田 守君） 総務課長の説明が十分理解できないのだけど、この契約案件は町が契約しておるのだから成立したのでしょうか。そこで損害賠償が出るということ自体に私が疑問を感じるのだけど、確かにこれが仮に否決をされても財源の振替処理が必要になってくると、これは当然かもわからないけど、相手様に対して契約は現実成立して、

代表者である町長が契約をして、それが相手様に対して損害が起きるということはどういう意味か。その意味がわからない。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） これは、一応条例で700万円以上の備品購入、動産は議会の議決を要すると、それで有効になるというのがこの条例のもとでありますので、議会の議決を得ないとすると、その契約は無効となります。それが行政実例で大半でございます。今回の場合は、それをさかのぼって契約を有効にさせるということで追認の議案を提出させていただいたわけでございます。

○議長（滝元 三郎君） 15番。

○議員（15番 沖田 守君） もう1回聞くと、それはわかる。契約はそういうふうな契約の中身になっておる、条例上。しかし、世の中にはあちこちあります。町長の専決ですべてやられるというような市もあつたりしますが、相手様に対しては、条例違反であろうと自治法上の諸問題に引っかかる点があろうと、津和野町の町長が、この相手方に対して物品の購入はあなたのところと契約を結びますよという契約を結んだものが無効だといって、既に過去のものはどうする。

そこに補償問題が出てくるというのが不思議でかなわないのだけど、それは一たん自動車を返して代金を返してもらおう。そういうことではないのでしょ。そこに補償が発生すること自体に私は問題があると思うのだけど、その見解をもうちょっと、私の解釈が悪いのか。あなたが言うのが正しいのか。もう一度聞かせてください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） そういう解釈もあるのですが、一応契約案件でございますので、議会の議決を得ないと、その契約は無効であると、ですから、無効なものは、町としてはそれをお返しするしかないということを行政実例では出ています。その判例をとりまして、今回こういう追認の議決をお願いするというふうにしたわけでございますので、そこを御理解いただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の話に関連ですけども、確かに町としての計画は無効であるけども、相手側としたら、当然それに対して契約そのものは有効ですから、損害賠償請求が発生するということは当然でしょうね。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 今回の件でいろいろと判例を調べさせていただきますと、やはりそういう損害賠償は発生してくるということになっております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 消防ポンプの購入であります。出雲ポンプさんが落札されておるようでございますが、本来、出雲ポンプというのは消火器を販売する会社であります。それで、普通の自動車の販売は恐らくされておらないと思います。消防自動車に対し

でだけこういうふうな販売をされるのか。ほかの入札に参加された業者、どこがこれに入っておられるのか、お知らせをいただきたいと思います。

また、契約書の条項のその他の中に、3番目に「物件は甲の検査を経て納入し、不合格品と甲が認めたときは、乙は速やかに代品を納入する」というふうなことがこの契約書の中へ書いてありますが、何千万円もするような、2,200万円もするような自動車を「甲が検査を経て納入する」というふうなことが書いてありますが、こういった文言が必要なのでしょうか。

これはだれが検査をするのですか。町のほうでといいますと、町長が当然契約者甲になるわけですが、こういった特殊車輛を点検するようなことは、まず、専門家ではないのだからわからないと思いますが、そういったものをやはり、その他の何らかでうたっておかないといけないものですか。契約条項の中で必要なのですか。これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） まず、競争入札に参加した会社ですが、株式会社クマヒラセキュリティ、もう一つが株式会社吉谷でございます、この2社は松江でございます。これまで実績が3社ともありますので、この3社を指名いたしました。

それと、契約上物件は「甲の検査を経て」ということでございますが、これは担当職員が、今回は四国のほうで製造されましたので、そちらのほうへ検査に行っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第87号水槽付消防ポンプ自動車取得について（追認）は、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第88号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第88号津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 88 号津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結についてでございます。

これにつきまして教育次長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 88 号 津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番。

○議員（8 番 青木 克弥君） ただいまの説明の中に、今回の入札の方式として、総合評価方式を取り入れるという説明がございました。

その総合評価方式を適用した理由が、入札結果の公表されたものの中に書かれた適用した理由が少しよくわかりません。「施工箇所が学校施設であることから施工計画の要点として」というぐあいに説明ございましたが、総合評価方式を適用する理由には少しなっていないのではないかとというぐあいに思いますが、なぜ総合評価方式を適用したのかということが第 1 点。

それから、2 点目に、その総合評価方式には若干問題であるというぐあいに思いますが、その辺の認識があるのかどうなのかということ、2 点お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） このたびの総合評価方式でございますが、平成 19 年より国とか県より、年に 1 つの入札は総合評価方式を取り入れてほしいということがありました。

このたびの教育委員会の入札でございますが、県の教育委員会よりも事業実施に当たっては品格法により経済性とかをいろいろ考慮しまして、こういう価格とか工事の品質を確保するというので、総合評価方式も取り入れてほしいという要望がありましたので、このたびこういうことで入札をいたしました。

問題点でございますが、いろいろ御指摘はありますが、先日も県に行って協議してきましたが、とにかく今回は一番簡単な方式であるということで、品質は当然求めなければならないということを重点的に置きまして、今回この総合評価方式を取り入れたわけでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8 番。

○議員（8 番 青木 克弥君） ただいまの説明よくわかりませんが、つまり、総合評価方式の一番の問題点というのは、当然その実施者である町当局はおわかりだろうというぐあ

いに思いますが、評価値そのものが、出されました技術評価点を入札価格で除したものですから、それでやりますと当然基本的には加算点合計の高いところが有利になるわけでございます。

これは、当事者でありますから当然十分におわかりだったというぐあいに思っておりますが、その加算点合計を評価する項目をそのものが若干問題であるのではないかというぐあいに私は認識しておるのですか、その辺の認識があるのかどうか。

それから、今、県とも協議をしたという話でございましたが、この総合評価方式は何ぼかの方式がございますが、県の実施者であります関係者も、この点には問題があるというぐあいに認識をしておるわけですが、当然その辺も恐らく御認識があるのではないかというぐあいに思いますが、いま一度その辺についてお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 評価値につきましては、今おっしゃられたとおり、技術評価を入札額で乗した方法で出します。今回の技術評価点につきましては、結局入札した業者はわかりません。それで、たまたま今回、特別簡易型を採用させていただいたわけでございますけど、その配点方法につきましてはいろいろ問題があったのかもしれませんが、それは今後見直していけばいいと。

今回は、一応年1回という試行的なあれでやりましたので、内訳にもあるのですが、地域貢献型、これを点数を上げていくとか今後の課題はございますけど、そういうことでこれからやっていきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の説明でございますが、基本的な方式に問題があるというぐあいに私は思っているわけですし、その辺についてももう少し詰めて検討されて、国・県が進めているから、町も追従をして進めるのだというものの考え方を少し私はおかしいというぐあいに思っております。基本的にやる方式そのものに問題があるものを進めるということは、大きな問題が生じるというぐあいに思っております。

今回の公表をされております入札結果のあれを見ても、明らかにこれは1社が当然有利になる、そういうような評点が出ておりますので、そういうことにならないような方式を町としては考えなければならないというぐあいに思いますが、その辺について、県に対して何か言われる、意見書を出すとか、そういうようなお考えがありますかどうか、お聞かせをください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 確かに内訳の配点につきましては若干問題があるかもしれませんが、それで、先日、県と協議した中で、こういう小さい町でこの総合評価方式を用いるのは、わかり切った業者がとってしまうようなことになるのではないかとということを相談しましたところ、それは町独自の配点方法でやっていけば、そういうことは変わってくるのではないかと。

技術者を4点満点にするところを3点満点にして、地域貢献型を6点満点にするとか、そういう方法でやっていくとかなり差が詰まってくるのではないかということでありました。

これにつきましては、県の方もいろいろとまだ検討中のところもありまして、それをまたこちら御指導くださいということをお願いしておきましたし、この総合評価方式を取り入れるに当たりましては、県の審査会を通らないと入札が執行できません。このたびの場合は、県にまず入札前に審査会にかけていただき、そこでオーケーが出ましたので、この総合評価方式を取り入れて入札をしたこととなります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第88号津和野中学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

それでは、会議の途中ですが、後ろの時計で10時15分まで休憩といたします。

午前9時58分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6．議案第89号

○議長（滝元 三郎君） 日程第6、議案第89号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第89号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ3,640万円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額7億7,986万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 89 号 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。10 番。

○議員（10 番 河田 隆資君） 2 点ほどお伺いをいたします。1 点目は、ページ 9 ページの労働費の中の雇用促進住宅購入費ですが、今まで全協等々でも御説明をいろいろ受けました。私もその中の改修等々を提案をしてみましたが、ただ、国が過疎債適用として非常に有利なから買うという単純なものであってはならないと思っております。

基本的に、津和野町がその住宅をどのようにしていくのかという構想があって、その一歩として、まず建物を取得するというのならわかりますけども、その辺の今後の交渉があるのかないのかお伺いをいたします。

次に、商工費の津和野町誘客戦略プロジェクト事業委託料であります。これも国のお金が 10 分の 10 というふうに言われましたけども、700 万円の積算根拠、どういうことをするために人件費が幾ら、そして、中の事業費が幾ら、そして、どういうふうなものをするのだということがわかりませんと、ただ 10 分の 10 ですからというのではなかなか理解ができない。この点について、もう少し深く御説明をお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、1 点目でございますが、私の立場で答弁することが適切かどうかということも若干あると思っておりますが、いわゆる住宅施策としての構想ということでございますので、最終的には担当部署も含めて具体的なものを出していかなくやいけないということではありますが。

事実上は、今現在約 30 戸の入居でいっていると、1 棟 40 戸でありますので、極端な推移がない限り満室状態ということは想定し切れないということも現実あるかと思っております。

先般のお話にもありましたように、いわゆる公営住宅法の網をかけた賃貸住宅として運営していく部分、それから、今のように、どうしてもそういったような、いわゆる賃貸で賄い切れない分については、例えば、U・I ターン者向けの優遇措置を講じたような利用方法、あるいは産業体験とか、いわゆるショートステイ的な交流のような目的での利用も考えられるかと思っております。

そういう意味では、2 棟でございますので、当然私の部署からは離れますけれども、町の町営住宅のローリング計画なり、そういったようなものも詰めながら、基本的には買っていくわけですので、当然は早いうちに構想を表に出していかねばいけないというふうに思っておりますし、機構のほうの買い取り条件につきましても、最低 10 年間はいわゆる公的な賃貸住宅として運営するという条件のもとで半額という条件がついておりますので、

当然そのような、いろんな方面でも利用をきちんとプランニングをしていきたいというふうに思っています。

2点目でございますが、誘客戦略プロジェクト業務委託につきましては、島根県的にもいわゆる23年度から25年度に向けて「神々の国しまね」いうことで、総額25億円をかけて一大キャンペーンを張っていくというような状況でもありまして、事業の財源そのものは緊急雇用でございますので、当然これは、雇用対策というのがまずは一義的な部分であります。

したがって、この緊急雇用の要綱にのっとって事業展開をしてまいります。内容的には、いわゆる観光協会がああして法人格を持ってスタートを切って、当然でありますけれども、収益事業に取り組んでいかなければいけないという大きなテーマがございます。

それにつきまして、観光協会とすれば、これからのからの観光の一つの目玉として、「まち歩き」というテーマを掲げてやっていきたいというような構想を持っておりまして、そうしますと、当然いろんな着地型と言われるような商品を造成をしていって、それを観光協会として旅行会社なり売っていくと、当然旅行業の取得が必要でありますけれども、そういうことも含めてであります。収益事業の展開の第一歩としてのこの事業を活用したいというふうなことでございます。

そこで、内容でございますけれども、緊急雇用でありますので、当然人件費が2分の1以上でなくてはいけないということでございますので、これにつきましては今議会で議決をいただいたという前提で8月からという設定をいたしておりますので、8カ月分の雇用が1名、これにつきましては従来どおりの緊急雇用の人件費と足並みを合わせておりますので、大体月額が20万円を下回るぐらいの給与になりますけれども、それが8カ月分。

それから、週間に2日程度の補助的な職員を雇用するというので、実人員でいいますと2名の雇用をしていきたいということで、それに伴います諸手当、社会保険料、福利厚生費等を入れまして、人件費の総額を353万円を設定をいたしております。

次に、諸経費でございますが、これにつきましては、いろんな分野でそういうふうなシステムをつくるということで、つくったものをPRをしていかなければいけないということで、例えば、旅行会社さんの紙面に載せていただくための経費、あるいはウェブで販促を行ってもらうための対策費、そういうようなものを中心として、あとは、いわゆる営業費といえますか、セールス代になります。そういった諸経費を含めて、諸経費が347万円ということで、都合700万円の事業費ということで積算をしております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 10番。

○議員（10番 河田 隆資君） まず、1点目の労働費について、町長にお伺いをいたします。

今、課長は、「公的施設ですので、10年間そういった公的な部分をもって考えると、そして、構想等も今から構想していかなければならない」という御答弁をいただきました。そ

れでは、町長として、その方向で間違いないのか。そして、間違いないとすれば、いつまで
にその構想をきちっと指示を出して、方向性を出されるおつもりかどうか、まず1点お伺い
をいたします。

次に、2点目、商工費のほうですが、大体の内容はわかりましたけども、それを検証し、
そして、次へのステップとして使うためには、何らかの報告等々、当然失敗もあるでしょう
し、成功例もあるかもしれませんが、それを踏まえてのまた次へのステップが望ましいと考
えております。

そういった報告書等が、報告書のようなお金をかけてまで必要かどうかわかりませんけ
ども、そういったペナルティー報告も科しているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、雇用促進住宅の購入にかかわる御質問でございますけれ
ども、今回この住宅を購入する大前提の部分でありますけれども、要は、全部で80戸ありま
す。そのうち現在30戸近くが、実際にそこにお住みになっていらっしゃるということであ
りまして、その方々が立ち退かれたら町外へ出ていかれるという、その部分がございます
て、まず、この方々の住宅政策といいますか、住宅を確保するということが大前提になりま
す。

これは、当時議会の方にも、まだ町長就任しておりませんが、議会のほうにも報告
があり、御説明もありましたので、議会の皆様も御承知の上だというふうに思っておるわけ
でありますけれども。

そうした中、この雇用促進住宅を購入するとして、2棟とも購入をするのか、あるいは1
棟だけ購入をして、そちらに集約をしてお住まいをいただくのか、その判断が出てきたわ
けであります。前町長時代には2棟とも購入をしようということで、機構のほうともそうい
うことを申し入れをされておったという中で、今度私が受け継いだということでもあります。

しかし、私も今町長で責任があるということから、もう一回その2棟とも購入することが
本当にふさわしいのかどうかは、やっぱり自分の目で分析をし、確かめたいと、そういうこ
とがあって、その後検討に入ってこれまでもきたということではありますが、それと同時に、
もう一つは、機構側が1棟だけの購入、これを了解をしてくれるのかどうかということもあ
ったわけであります。

町長就任当時は、それも検討をしないでもないがというようなお話でもありましたので、
我々は我々のサイドとして、1棟購入のみのいろいろ検討もしてきたわけではありますが、最
近の話として、やはり機構側も1棟だけの売却というのはどうも難しいと、考えていないと、
そういう見解も示されました。

そういう中で、ただし、この間も御説明をしましたが、外装についても、そのかわり整備
をしてお渡しをしましょうということの見解もいただきましたので、そんなことを判断し
て、2棟とも購入をするということになったということがこれまでであり、大前提である
ということでもあります。

その2棟を購入をさせていただいた上で、まだ50戸程度は空室であるわけでありますので、当然これらについてどういうふうを活用していくのかということは、これからの課題であろうかというふうにも思っております。いろいろと案は出ておりますが、まだ全体として計画には落としておりませんので、今後計画をしていきたいと思っておりますけれども、現在この定住対策を重点政策として取り組んでおります。

そうした中、例えば、今後収納関係の体験を受け入れ、そうしたものも計画をしていきたいと思っておりますので、そうしたときでの一時的な住居としての使い方、あるいは、当然津和野町に定住をしていくために住宅政策は必要になってまいりますから、そうした面で、年間を通して入っていただくためのそういう定住の中での施策。

あるいは、これも不安の一つであります、高齢者の方々がやはり中山間地域に独居の方がふえてくる、そういうところが、エレベーターが具体的に建設できませんので、例えば1階部分について、そのような集まっていただくような施設がつかれないだろうか、いろいろ案は出ておるわけでありますけれども、今後そうしたところをさまざまに検討していきながら、より具体的なこの住宅の活用方法というのを導き出してまいりたいというふうに思っております。

時期につきましては、本年度の定住取り組みの中で導き出していきたいと思っておりますので、何とか今年度中のところで、そうしたところを出していきたいと私自身は考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） この業務委託の検証でございますが、当然その次の展開ということで意識をしております。この内容につきまして、今回中心に取り組みというのは、いわゆる着地型をしたいということで、まち歩き中心に考えます。

今はやっているのが、例えば物をプレゼントしたり、そういうふうな割引といったようなクーポン的な商品をつくって、例えば観光施設の10軒を回っていただければ、そのうち5軒ぐらいは、例えば5%引きがありますとか、アイスクリームがつかますとか、そういったようなものでのちょっとお得なというような商品が現在はやっているといえますか、そういうふうなの注目されているようなこともございます。そういうふうな商品造成が一つと。

それから、もう一つは、当然観光協会は旅行業の資格を持っていませんので、今その手数料をいただくということはできませんので、そういうふうな商品を直接バス会社さんでありますとか、タクシー会社さんも含めてですが、そういうふうな業者さんに造成をしてもらって津和野に来ていただくというような考えを持っております。

そうしますと、検証ですが、当然そのクーポン利用をしていただきますと、この事業によって何人来たのだと、あるいは直接バス会社さん等とタイアップしますので、何台送ってきたというような成果につきましては数字的なものが見えてくるので、検証は可能だという

ふうに思っておりますし、その結果を見て、ではどこが不足しているのかとか、もう少し見直す点はないのかというふうな形で次へつなげていきたいというふうに考えております。

それから、当然、その成果に対して効果がどうなのかという部分でございますが、これにつきましても当然、緊急雇用とはいいながら一つのテーマを持って、国のお金を使ってやっていくわけでありますので、会計検査の対象にもなりますし、そういった意味では今の成果についてペナルティーということは直接は考えていませんけれども。

いずれにしてもそういうふうな何らかの成果が出ていないと、国費を使っている以上は当然会計検査に耐えられるような成果を出していかなければいけないということですので、ペナルティーといえ、そういうふうな要綱なり成果が出ていなければ、国庫金の返還というようなことも起きてまいります。これは、あくまで一般論ですが。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 1点ほど聞きます。先ほどの商工費に緊急雇用のプロジェクトですけども、今現在、観光協会に2名の方が、こういう形のもので従事していると思えます。2名の方を従事するときに、今、課長が答弁をしたような仕事の内容が全部ダブっておるように感じるわけです。

だから、今回また1名、臨時的な週に2回という者を入れると、約2名の方が雇用で雇うということになるのですが、今までの2名の方の仕事では、とてもじゃないけどまだ追いつかないので、10分の事業があるから、また2名を雇用してからやらなくてはやれないということで判断されたのだらうと思うのですが。

我々が今まで聞いた中においたら、課長の答弁とほとんど同じようなことするための最初の2名の雇用であったのではないかと思うのですが、それが新たにまた2名ということになった。今までの2名ではとても仕事が追いつかないから、新たに2名の者を雇ったのかどうかというので。

そうすると、今までの話等をやって、今回については、前の2名は何をしておるのかということになってくるわけです、今度は。来年の3月31日まであるわけですが、それと多分ダブっておるのではないかと、仕事内容的に聞きますとこれを、新たに2名をふやさなくてはならなくなった根本的な理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 最初の2名は、事務局長、事務局次長でありますけれども、この2名につきましては、おっしゃいますように、ふるさと雇用ということで、新たな観光協会の体制の強化、それから、法人格を持たすというような、いわゆる社会的責任へ向けての体制づくりということで、ふるさと雇用を活用したということでございます。

このふるさと雇用の2名につきましては、実務におきましてはトータルな仕事をしていくということでございますので、総務的な仕事もちろんですが、営業も含めて、この2人で新しくそういった体制をつくることということで3年間を位置づけております。

今回につきましては、これは、新しくこういうふうな一つの商品といいますか、仕組みをつくるということで、これに2人をあてがって完成をさせたいということでありまして、御承知のように、いろいろその観光協会につきましては、いわゆる年中無休でありまして、シフトをとりながらやっている。あるいはかなりのイベント等々も多く行っておりますので、夜間の超過勤務など、かなり現場では人手不足ということは、私も思っております。

特に、ふるさと雇用を使っているような取り組みを始めたものでありますから、当然それについては、そのような人員が不足してくるということは私も思っております。

これにつきましては、あくまでもこの業務のためにいるということで、現状の職員ではとてもカバーし切れないというような、現場の対応をしていただきたいというような意味でございまして、これにつきましては、当然緊急雇用でございまして、ある期限が来ましたら、これは8カ月ですけれども、当然そこで雇用は打ち切りということになりますので、決して今回の緊急雇用の職員が、またさらに何らかの国の制度なり何なりを使って恒常的に、例えば町の財源を使ってというようなことでのいるのですよということにはつながってはいかないというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） どうも100%補助だから取りついたというような疑惑がどうしても抜けないのです。今現在の方が2人やっとして、残業を払うようなけ、やれんけ、人数が足りないというような形で採用をしたように思えるのですけれども、今までやった中で、法人を立ち上げるために、立ち上げて、後の分をうまいこと回すためには、最終的にいろんなもので制約もあってから、そのとき必要だろうと。

法人を立ち上げて経過もしておりますので、そやけ、本来の目的である観光目的のほうへ業務をしていただくのが当たり前だろうと、事務的な者は1人おればある程度できるわけですので、その方がまた別個に2人もふやして、ただ活字上では「まち歩き」というような活字がついているだけのものであってから、やっておる業務は全く同じだろうと私は思うのですけれども、どうもその点が納得いかない。

たった8カ月ぐらいでそんなに簡単に商品ができるわけでもないし、ましてや今までの方が来年の3月でいなくなるわけですけれども、今の前の方が2人おる中で、まるで仕事量が多いということになると、法人した観光協会としては、切れた時点では職員を雇わなくてはならないことが想定されるわけですけれども、今の忙しいということになれば。それだけの果たして能力があるのかと、収入の面で。法人で利益団体でございまして。

そうすると、仕事量をふやして期限が切れた暁には、また行政のほうから小分けのものもお願いするという形のもので想定されるのですけれども、実際にそのような短期間に長年津和野町が観光立町としてやってきたものを、つい二、三年でうまいことできるとか当然思いませんので、その点に関しまして、どうしても課長の答弁では100%補助だから取りついたらと思えないのですけれども、もう1回その分をお聞かせ願いたい。ダブっておると私は思います、仕事は。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） やっていること自体は、商品造成なり営業という部分になりますので、くくりはそうなるかと思いますが、これにつきましては、今までになかった商品をつくっていくということで今回お願いをしておる部分でありまして、当然、先ほど申しましたように、クーポンをつくったり、そういうふうなものをやるとすれば、例えば、町内の業者さんと個別に交渉をしていかなければいけないと、それをまたさらに旅行業者さんへつないでまた交渉をしていくというようなことが中心的な業務になってまいりますので。

これにつきましては、この誘客プロジェクトという部分には、必ず専従的に人がいるというふうな内容であろうと思いますし、私たちが思っているのは、早めの効果も出したいということでもありますので、例えば来年春からの具体的な商品になるというようなものもある程度求めていきたいと思っていますので、そういう意味では、専従で早く仕上げていくということでもありますので、決して100%だから飛びついたというようなことは私のほうでは考えておりません。

○議長（滝元 三郎君） 10番。

○議員（10番 河田 隆資君） なかなか暗礁に乗り上げた話でわかりませんが、ちょっと確認をしたいのです。このたび観光協会が法人化されたと、そして、法人化された以上は、それなりの自主財源、体力をつけていかななくてはならない。そのためには、このプロジェクトを利用させていただきながら、商品開発、ですから観光協会に自主財源をもたらすシステムをつくっていききたい。そのためには、今2名ぐらいの人員をつけていただければ、それなりのことができます。

今の人員配置では難しいということがあって、観光協会側から要望があって、恐らくこういうふうなプロジェクトを使うといいのではないかとということでアドバイスをされてこの予算ができたのだらうと想像はいたしますけども、それで間違いないのですね。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） はい。そのとおりです。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありますか。11番。

○議員（11番 川田 剛君） 9ページです。労働諸費、雇用促進住宅購入費3,400万円あるのですけれども、この議会の後に全員協議会で、看護師住宅については話があると思うのです。定住対策というのが第一にこの町の重要な施策として考えられている中で、住宅行政というのは一番重要な課題だと思います。

そういった中で、安いから、3,400万円で買えるからといって買う。実際のところ50戸近くが余っているわけです。これから先、住んでもらう人のことも考えないといけない。第1に現在住んでいる方を考えないといけないと思うのですが、これから先住む方のことを考えた場合、あの住宅でいいのか悪いのかという判断は現時点で詰めておかなければいけないと思うのです。

それを今後、購入した後にどういう使い方ができるかどうか考えていくというのは、定住対策を標榜する中で、住宅行政が成り立っていないのではないかと私は感じています。住宅行政について、どのような考え方を持ってらっしゃるのか。これをまず第1点お聞きいたします。

それと、緊急雇用創出事業、津和野町誘客戦略プロジェクト事業委託料の700万円、これは8月からということなのですが、現在7月です。これは急に出てきた話ではないと思うのですが、これもしかしたら6月補正で実はかけるべきだった案件ではないのかをお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、労働諸費の関係の住宅政策についてという御質問でございますけれども、当然町として買うわけでございますから、その空き室のところをどうふう活用していくのかということは当然大切な考え方になってくるだろうというふうに思っております。

先ほど前段議員の御質問でも「案」というところで少し幾つかの具体例をお話をしたわけでありまして、今後具体的なところについては、ちょうど津和野町も取り組みが遅いと、これもおしかりを受けるかもしれませんが、ようやく平成23年度、これまでも何もやってこなかったわけではございませんけれども、抜本的に定住対策を取り組んでいこうということで、地域振興課が中心になって、そして、農林課のほうでは一部、就農支援ですとか、今年度も体験ツアーとか行うわけでありまして、そうした取り組みも始めてきておりますし。

今年度、関連する課で現在定期的に集まり、そうした協議をしながら、この津和野町の定住対策を、いろんな分野があります。自由空間、あるいは仕事の確保、それから子育て負担の軽減、いろいろありますので、そうしたところを総合的につくっていこうという今取り組みを進めている最中でありまして、それとあわせて、この住宅政策も当然つくるといえます。その中でこの23年度中にと、先ほど回答をさせていただいたということになります。

その中にはいろいろまだ議論はあると思っておりますけれども、現在、ほかの町営住宅等も老朽化をしております。

そうしたところに現在すべてが埋まっていなくても、幾つかの方々はやはり残っていらっしゃいますので、また新しく建てかえるにしても、そうした方々は家賃が上がるわけでありまして、その対応がどうなるのかと、いろいろ課題も出てくるわけでありまして、仮にの話でありますけれども、それが雇用促進住宅で、もしかしたら受け入れの場所になっていくかもしれない、そういう考え方も出てくるのではないかと思っております。

そういう面で、いろいろ今全体的なそういう住宅関係の見直しも今年度図っていきたいと思っておりますので、その上でのこの雇用促進住宅の活用策というのをさまざまに導き出していきたく、そのように考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） タイミングの件でございますが、当然であります、予算措置をお願いするという状況に至るには、最低でも県の内示なり内報をもって予算措置をすると、理想的には後期決定なのでしょうけれども、一つのタイミングは、そういうことで6月補正には間に合わないということございまして、当然そこに至るまでの県との事前協議なりヒアリング等を行ってまいって、結果的に6月補正に間に合わなかったということで、事業の趣旨でもございますので、この際臨時でお願いをしたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） 聞いておりますと、雇用促進の方なのですが、これから人が住むわけですから、住んでいく人たちにどういう生活を提供していくかと、安易に3,400万円だから買うと、これは中島町政時代から続いてきたかもしれませんが、これは中島町政から現在まで随分と時間がたっているわけです。

そうしたときに、1棟の買い取りでも、買わないという選択肢もあったと思うのです。2棟買い取りにすると、あの土地は津和野町のもの、建物も津和野町のものとなって、10年間維持していかないといけないと、3,400万円で買えたにしても、5階に住む方のことを考えればエレベーターも検討していかなければいけない。平成16年に手すり設置、屋内給水管、排水管改修4,100万円かかっているわけです。

そうすると、部屋の改修なんかもしていかないといけない。現在、私も町営住宅に住んでいますが、やはり湿気がたまります。そうするとカビが生える。そうすると、80戸あるわけです。この80戸の壁紙を変えるだけでも相当な金額になります。町営住宅でも満室のところと、教職員住宅では空いているところもあるわけなのです。80戸の建物を現在買う必要、必然性が今あるとは僕は感じられないのですが、必然性があるかどうか、感じていらっしゃるかどうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 必然性は感じておるから買うわけでありまして、決して安いと、3,000万円が、思っているということは到底ございません。

ただ、先ほども申し上げたことが御理解いただけなかったのかもしれませんが、かなり以前の話でありますけれども、当時、機構が、国もすべての全国の雇用促進住宅を撤去していくと、そういう方針の中で、この津和野町の緊急雇用促進住宅、これについても、そうした動きの中で実際住んでおられる方々にそういう打診が始まっていったということがあります。

これを放置しておりましたらどこかに出ていかなきゃならない。そういう中で、町として、だんだん人口が減少していく中であるわけでありまして、そのことを守っていかないと。実際その住民の皆さんからも、そういう要望書が当時出されたというふうに、そういう趣旨のシンコウがあったということを私自身も聞いております。

そういうことを踏まえて雇用促進住宅を購入しようと、これは町の住宅政策であると同時に、福祉施策でもあるというふうに思っております。そういう中での買い取りをするという大前提があつたわけでありまして、そこで2棟なのか1棟なのかというのも、先ほど御説明をしたとおりでありますけれど、もう1回私の判断で検討してきたということもあります。

一方で、先日、機構の方から「1棟だけの売却は難しいです」と、2棟買うか、あるいは2棟とも売らないという、そっちのほうの選択しかないということが示されたわけでありまして、前段から申しております定住福祉、そういう政策、今住んでおられる方を守るといふ観点から、この促進住宅の購入を決めたと、これが大前提にあるということでもあります。

ただ、実際50戸あいておることの活用は、ずっと空き家のままではとてもいいとは思っておりませんので、3,000万円という高い買い物をするその投資効果を少しでも高めるように、今後、その空き室の活用については、しっかり検討していきたいということを申し上げている、そういう次第でございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） もう1点、聞いておりますと、行政側の動きというのはわかるのです。2棟がいいとか、買わないとか、行政側はいいのですけれども、住んでいる住民の方、もちろん現在住んでいる方はそこにいたいという気持ちはわかります。

必然性という部分で、これから福祉政策とか考えていらっしゃるということなのですが、現在、既存の町営住宅でも修繕をしてほしいとか、そういった声がある中で、今後、町としてどれだけの予算をかけてやっていくのだという気概というものが見えてこないのです。町営住宅ですとか住宅政策に対する思いといいますか、これからどのように取り組んでいくのかというのをもう少し聞かせていただきたいのですけれども。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 何度も繰り返しになるようなことにはなりますが、今回、ですから、買わないということになると、今住んでいる方々は、現実的な問題として出ていかなければならないわけです。ですから、まずそこを防がなければいけないと、まず現実の問題を解決するために購入があつたということでもあります。そこはそれとしてひとつ御認識をいただけないだろうか。

今後の定住対策、住宅政策については、ですから、総合的に町が今取り組みを始めた定住対策と関連しながら現在考えていこうと、そういうことでもありますので、これを前段議員にもお答えしたとおり、この平成23年度中に計画として導き出していきたいと、そういうふうにお答えをさせていただいたということでもあります。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありませんか。1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 9ページ、雇用促進住宅購入費についてですけれども、2点ほどお伺いします。町営住宅となったときの家賃についてですけれども、ほかの町営住宅

同様収入に応じてということになるのかどうか。その場合に、今雇用促進住宅としての家賃です。その方々の家賃が、今現在と比較して増減があるのかどうか、そこをお聞きます。

それから、町が買い取らなかった場合に、国が解体と更地にするということになった場合は費用が幾らぐらいかかるかという数字がもしわかればお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 前段の家賃の件でございますが、町営住宅になりますと、家賃算出の式がございますので、それに当てはめて、改めて家賃は算出していく考えております。ですので、現在、雇用促進住宅で納めておる家賃と若干のずれは出てこようかと想像されます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 解体の費用でございますが、先般、ああして1棟のみではというような協議の中で、機構さんの積算では、1棟解体するのに3,500万円はいつていなかったと思うのですが、3,400万円ぐらいの積算をしているというふうなお話でございました。そうしますと約7,000万円というふうな数字が出てくるのではないかと思います。

○議長（滝元 三郎君） 1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） その「若干のずれ」というのが、ふえる方なのか、減る方なのかというのを聞きたいのですけど。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） まだ実際にそういう計算をしておりませんので、現在の段階ではふえるとも下がるともお答えはできないかと思えます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。15番。

○議員（15番 沖田 守君） 率直に申し上げて、執行部も重々検討、長い間、中島町長の時代からですから、相当の年数をかけて結論を出して、きょう上程をされたと、こういうことであろうとは思いますが、結論から申し上げて、非常に危険を伴うなという感じが否めない。

先ほど来も同僚が言うように、確かに現状29戸の世帯の方がお入りになっておると、これの現実というものをとらえて、これを解決せならんというのがありますから、買い取れば、それはそのまま解決するわけでありますから、少なくとも残り50というのは、そんなに見通しのある住宅政策に現時点では決してなっていないという、こういうことを考えると、現状の29戸の世帯の方を、現在の町営住宅、あるいは空き家情報等々あると思うのですが、そこら辺で何とかカバーできないのかというふうなことが、これまで検討はされてきたのだと思いますが、報告を受けておりません。

というようなことを考えて、金の問題で私はないと思うのですが、建築年度が相当古いと思えますが、仮に外壁の補修や、その他をやっていただいて、きょう上程されておる程度の

金額といえば、町の予算にそんなに大きな影響は与えないと思いますが、将来に極めて大きな禍根を残す負の財産になりかねないという危惧を私は抱かざるを得ないのであります。

そこら辺は、町長、これしか方法はないと思われたのだから、きょう上程したとは思いますが、これはすんなり議案が思惑どおりに可決されれば、我々は少々の疑問を呈してもそれはいいのかもわかりませんが、もうちょっと具体的に、残りの5地区は、それはこれからいろいろ考えるというのですから、それはそれなりにいいと思うのですが。

ちょうど病院の空き部屋があると同じとは申しませんが、解決には、医療の世界ですか、これはまた別なのですが、これは当分解決しそうにない。

それからもう1点は、5階建てだと言われました。私も過去何回か、相当、20年ぐらい前の話ですが、友達が入っておいりましたから行ってみましたが、今日の住宅を希望される若い世帯は5階でも歩いて上がれるかもわからん。しかし、町長のお口の中で「福祉を」というようなお話が出ましたが、我々年代の高齢者世帯を抱えておるような世帯は、2階以上ではとても無理だと私は思いますので、そう簡単にどなたにも入ってもらえるという住宅ではない。

若者中心に、名前が「雇用促進」なのですか、そういうふうなことでいうても、言うてみるぐらいのことで、なかなか実現はかなわない等々、たくさん申し上げてもどうかと思いますが、非常に大きな問題を抱えておるというような気がしてなりません、もう一度町長の決断をお聞きしたい。何回も同じことだとおっしゃられるかもわからんが、この住宅の29戸は、いろいろ考えたがどうしようもないのだと、したがって、担当課長だったね。

そして、残りの50は、私がこの定住対策をやる、定住をやるには、どうしても雇用促進住宅を買い取らないと、その対策にならないという決断があれば、あなたの決断に同調をいたすかも知れませんが、そこら辺をきちっとしないと、なかなか理解ができない。こう思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 担当課長へと申しましたのは、町営の空き家の状況、あるいは町営住宅のあいているところの状況、それから、町内の空き家の状況、そこに移り住むかどうか、その辺の検討の答えは明確にして答えてもらいたいと、そういうことで担当課長のほうにしゃべってもらおうということでもあります。まずはそこからも明らかにしていければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、そのあたりでございますが、公営住宅法を適用する場合は、これもまた私の所管ではないのですが、いわゆる入居資格がございまして、所得制限がまずございます。それと、単身でありますと65歳以上からだと思うのですが、まずは所得制限で町営住宅に入れるかどうかということからスタートしてまいります。

そういうことがございますので、他の町営住宅、当然あそこに入居されておられる方につきましては、皆さん勤労者でございますので、大体一般的には町営住宅の入居のハードルよ

りは高い所得が一般的だというふうに判断しておりますので、そういったところについては現実的に、まず入り口のところで入れないというところが一つございます。

それから、いわゆる町内の空き家等々ということももちろんございますが、それにつきましては、あくまでも御本人の居住の選択といえますか、そこらも、当然ですが、まずは尊重していかなきゃいけないということがございます。

そういう意味では、当時であります、入居をされておられる皆さんから要望書というのが上がっておられるわけありますから、それがまず皆さん方の、どこに住みたいかというふうな意向であろうと思います。

それから、仮にそういうふうな引越しをしていただけるということがあれば、今度は、いわゆる立ち退き料というようなものも、当然原因者が、町ではございませんが、立ち退き料が発生していくということでございますので、仮に買い取らなければ機構が立ち退き料を払うわけありますから、その時点では町は別段問題ありませんけれども、そういったような経費も発生するというような、金銭的な部分と実質入居されておる方の御意向なり負担というようなものも考え合わせたということでございます。私のほうからは以上です。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 町営住宅並びに若者定住、建設課で管理しております住宅についての利用状況ですが、今のところ、入れかえはあるものの、大体満室で、町営住宅の空きを待っておる方についても、募集したときに、抽選をする場合と、抽選をしない場合、大体半々ぐらいで、そんなに物すごく競争率が高いというような状況ではない。このところそういう経緯で推移しております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 両担当課長のほうから御説明をさせていただいたとおりでありまして、なかなかそうした中で、今度退去されてお移りをいただくところの住宅が現時点ではなかなかこう難しいというところで、そうした中、やはり現在の30戸近い、29戸と言われましたけれども、その実際に生活をされたように守るということ、これがやはり大切だという、まずその優先課題、重要課題としてとらえて、今回の買い取りをまず決めたということでもあります。

当然、これも繰り返しの答えになってしまいますが、残りの空き室についての活用については、これからしっかり考えてまいりまして、満室になれるように頑張っていきたいというふうに思っております。

高齢者の部分で使うというのは、あくまでもそれは、議員おっしゃるとおり、1階の部分での私自身も活用を考えるという、その案を少しお話をさしていただいたわけでありまして、当然2階以降エレベーターもつukれない中では、今度は若者向けでどういう定住対策との関連の中での活用方法を考えていくのかということも当然これからの課題であろうというふうに思っております。

そういう一つ一つの現状に合わせていきながら、今後の50戸を埋めるための計画、これについては今年度中に導き出して、そして、一刻も早く埋まっていくように努力をしてまいりたいと、そう決意をしておりますので、何とぞ御理解をいただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 15番。

○議員（15番 沖田 守君） お話をお伺いしますと、やむなく判断ではないかと思えます。ただ、今、橘井堂に管理委託というのか、病院が抱えておった住宅なんていうのがどういう状況かというのは御承知だろうかと思いますが、管轄は健康福祉課長か、例えば野口にある住宅、滝元にある住宅等々、これは空き家が相当あるのではないの。

あそこの辺を「町」というのは、所管で縦割り行政の一番弊害なのだが、先ほど来からの促進住宅だから商工観光課長が説明するのであったりするのでしょうか、本来は、住宅というのは建設課の所管だと私は思うけども、まちまちになっておるから、そこの辺の情報交換も何もできてないなと思う。もうちょっと緊密に連携をとって、今、病院の従業員の方がああいう状況だから、空き家がどのぐらいあるのかということも適切に判断をしないと、草ぼうぼうでどうしようもない、野口の団地も、何軒はというような実態。

それから、たくさん申し上げてどうなのかと思うけど、もうちょっと医療現場のあの住宅であっても、総合的に町の条例の中で一本化して、所管のところで家賃がもろもろ違ったり何かするというのは、まことに不思議千萬そういうことも1回検討材料にしてもらいたいというのを要望で上げておきます。

それから、ついでに申し上げておきますが、本予算で款や目をどうこう言うのではありませんが、たまたま労働費という費目というか、款を使って処理をしておるから、商工観光課の説明があったりするのだと思うのです、商工費の中の労働費だから。本来、資産を取得するのに、こんな労働費で資産取得をするのなんていうのは聞いたことがないが、行政の世界だけですから。

これは、言うたところが日本全国から皆直さんな直らないのでしょうか、我々から見たら非常に不思議な世界。固定資産や資産を取得するのに労働費で取得するのは、これは行政用語ですからやむを得ませんが、そういうことも不思議でならないというのを申し上げて、返事は要りません。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 一つだけ確認をしたいというぐあいに思います。先ほどから同僚議員も言うておりましたが、今の答弁やら何やら、後恐らく全協の中で説明があると思いますが、非常に異様な光景だというぐあいに思っています。全く住宅そのものなのに、所掌のところを全部説明をすると非常にわかりにくいし、何が何やらわからないような組織というぐあいに感じざるを得ません。

一般質問のときにもお話をさせていただきましたが、事務事業の見直しのところでお話をしました。今、町長も、「23年度中にこの住宅政策を定住政策と絡めて計画を作成する」

という御説明がございましたが、これは一体どこが所掌するのですか。その辺のことは、あと6カ月、約半年しかありませんが、どこが所掌して、どこが音頭をとって、どこがまとめていくのですか。お答えください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 全体的な定住関係では、地域振興課が受け持っておりますので、そうした中で、空き家の関係の調査、そうしたところは地域振興課で行っております。

一方で、これがまた外れると複雑になるという話になるかもしれませんが、町営住宅の関連になりますと建設課が現在受け持ちをしておりますので、そうした中で、町営住宅関連になると建設課のほうの取り組みになってこようかというふうに思っております。

雇用促進住宅の関連では、現在のところ地域振興課は担当になっておるわけでありまして、その辺は議員御指摘のとおりでありまして、長年こういう形でやっておって、連携もうまくいかないとか、非常にその辺の課題が出てきているのは間違いがないとこであります。今回試算を、買い取りをした上で、どこの担当に持っていくのかというのは早期に決めていかなきゃならんところだろうと思っておりますので、その辺のところはまたしっかり検討をさせていただいて、計画づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 現在は雇用促進住宅というふうになって、雇用促進のために、低い家賃で入居できるというようなことになっておりますが、町営住宅になっても、やはり低所得者向けの住宅として、家賃もそれほど今よりも高くないというような方向で行かなければいけないのではないかなというふうに思うのですが、そこは本当に山の陰のような所ですので湿気が多くて、本当に住むのには余りいい条件の所ではないのですが、せめて内装なり、中のいろんな設備についてはきちっとした形で購入して、それで新たに入居をしようかというふうに思っている人たちが、ここなら住みたいなというような感じになるように、やっぱり機構のほうとの交渉の段階で、内装なり、いろんな設備なりをきちっとしたものにして譲り受けるというようなことにしないと、こんな所ではやっぱり住みたくないなということでは、本当に空き家の使い方も心配になってくると思うのですが、その辺の機構とのやりとりはどのようになっているのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 引き渡しに関します現場的な手続のお話でございますが、まずは、必ず空き家補修は行うというのが、これはどこも条件でございます。したがって、今こういうこと言っているのかどうかなのですが、可決していただくことを前提にしてそこら辺の詰めを行っております。

内容でございますが、いわゆる補修の工事の内容、これを我々と機構のほうで詰めると、確認をするという作業をまず行っていくというふうになります。当然ですが、そこで、それぞれ我々とすれば最高に仕上げていただきたいというのがございますし、機構は機構のほう

うでそれぞれの、津和野宿舎に限らず一般的な仕様があらうかと思いますが、その辺については現場的な問題も含めて、おっしゃるような方向に交渉をしていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 緊急雇用創出のことでお尋ねをいたしたいと思いますが、今、観光協会、職員がふえるわけですが、課長さんに1点ほど確認をしておきたいのですが、今、観光協会は法人になりました。それで、あそこを桑原史成の写真館が一応あそこを事務所として使っておられます。そうしたときに、これは教育長の管轄になるわけですが、桑原史成の写真館は、

そういったことで、今あそこで案内所を設けてやっておられますが、法人化した時点でどこかよそに移転でもされる計画はあるのか。今度は、今、四、五人おられるので、人数がふえれば6人にもなりますが、今の観光協会の方が桑原史成写真館に入っただけで、大変場所も手狭になってこうと思います。そういったことで、いつまでこの写真館で案内所を設けて商工観光協会はやられるのか、そのあたりはお話をされておりますか。

何か聞くところによると、いろいろと移転したいというようなお話も伺ってはおりますが、町のほうへそういったことがお耳に入っておるのか。それとも、このままで観光協会はずっと、あそこへ桑原史成さんの事務所に入ったままで当分やられるのか、そこらあたりの相談を受けておられますか、どうですか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、写真館の扱いですが、指定管理者であれば教育委員会の所管になりますが、当然指定管理機関がございますので、そこらあたりの協定機関の取り扱いをどうするかというところが出てくるのではないかと思います。

それから、いわゆる新事務所移転という部分ではありますが、期限というのは私伺っておりません。いずれにしても駅前といいますか、いわゆる玄関口でありますので、仮に移転をすれば、ある程度機能があるところでないと役割を果たせないということもありますので、私、具体的には伺っておりませんが、そのような話はあるやに聞いております。

○議長（滝元 三郎君） 14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 教育長さんにお尋ねしますが、あそこを観光協会に事務所として、案内所として貸したときの当時のいきさつはどうであったのか。あれでも例を決めてやられたのか、ついあそこをたまたま管理が大変難しいので、観光協会にやっていただいて、そうすると経費面でも相当助かるというふうな考えでやられたと思うのですが、今後このままでやらせていかれるのか。

今回法人になられたので、あっさり町の施設から出ていただいて、ほかへどこか移転先を見つけて、そこへかわっていただくのか。そうしますと、今度あと桑原史成の管理問題も出

てこようとは思いますが、その点、当初の約束ごとみたいなのはどうであったのか、わかればお聞かせをいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 当時の状況であります、十分には把握をしておりますが、基本的には観光協会のほうから、あそこの受け付けを兼ねて場所を提供してもらえないだろうかというふうな話がありました。そのときに検討をして、それではお願いしようというような話で結論を出したわけではありますが、基本的には、家賃という表現ではないと思うのですが、場所の提供料は無料と、電話代、あるいは電気代については負担をしていたとくというふうな形で、うちのほうからの管理料みたいなのは一切ありませんよというふうな形での約束で始めております。

当初は、今の入り口のところのカウンターのところのみ、カウンターを若干動かして広くしましたが、その経費は観光協会のほうで持って、これだけのスペースでというふうなところで始まっています。あと、奥の談話室というか、小さい部屋があったのですが、そこも、人数がふえた関係で使わせてほしいというふうな話がありましたので、それはやむを得ないでしょうというふうな形で今のところきております。

今後については、まだ特に正式に私のほうにそういった話がありませんので、特別な検討をしておりますが、今以上のスペース確保は困難というふうに考えていますので、そういうふうな具体的なお話があれば、場所の提供は難しいというふうなお答えをするしかないかなというふうに今思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 雇用促進住宅、買い取るとして、その後の家賃の件なのですが、私が具体的に聞いている話の中に、生活保護を受けておられる方が、あそこに入居して3年以上たつと家賃が上がっていくと、家賃が上がった場合に、生活保護の保護を受ける該当の金額が高くなるから、ほかの安いところへ移ってほしいという福祉事務所の方からの指導があったと。

だけでも、今以上に安い住宅というのは、本当に随分老朽化した住宅で、トイレも水洗ではないし、そういうところには移りたくないというような話も私聞いたのですが、今以上の高い家賃になってくると。

そういう話が入居者の中に何人生活保護を受けておられるかわからないですけど、多分低所得の人がほとんどだと思いますので、その辺の家賃の配慮というのは十分にしていかなければいけないのではないかなと思いますし、さらに空き家への入居も困難になってくるだろうということを思いますので、十分な検討が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） もちろんそういう町営住宅として管理していく方向になりましたら、家賃を含め、いろんな条件について、これから検討していくということで、現在はまだ全く白紙の状態でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第 89 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第 89 号平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。平成 23 年第 5 回津和野町議会臨時会を閉会をいたします。お疲れさまでございました。午前 11 時 31 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員